

新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第2-115号**

新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年新潟県人事委員会規則第2-91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前		
<b>別記</b> <b>第3号様式</b> （第8条関係） 意見照会書 第 号 年 月 日 様 新潟県人事委員会 <u>（公印省略）</u> (略) <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	<b>別記</b> <b>第3号様式</b> （第8条関係） 意見照会書 第 号 年 月 日 様 新潟県人事委員会 印 (略) <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)
(略)			
(略)			

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。